

議第 46 号

下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例に  
ついて

下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 31 年 2 月 25 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

老朽化した一般住宅を用途廃止するため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下呂市一般住宅の設置等に関する条例（平成16年下呂市条例第133号）の一部を次のように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
名称	位置	備考	名称	位置	備考
宮地一般住宅の項～少ヶ野団地の項 （略）			宮地一般住宅の項～少ヶ野団地の項 （略）		
小坂公舎 1	下呂市小坂町 小坂町941番 地1	木造平屋 建、1戸	小坂公舎 1	下呂市小坂町 小坂町941番 地1	木造平屋 建、1戸
			<u>小坂公舎</u> 2	<u>下呂市小坂町</u> <u>小坂町941番</u> <u>地1</u>	<u>木造平家</u> <u>建、1戸</u>
			<u>小坂公舎</u> 3	<u>下呂市小坂町</u> <u>小坂町935番</u> <u>地2</u>	<u>木造平家</u> <u>建、1戸</u>
小坂公舎 4	下呂市小坂町 小坂町935番 地2	木造平家 建、1戸	小坂公舎 4	下呂市小坂町 小坂町935番 地2	木造平家 建、1戸
			<u>小坂公舎</u> 5	<u>下呂市小坂町</u> <u>小坂町935番</u> <u>地2</u>	<u>木造平家</u> <u>建、1戸</u>
旧小坂沢上教員住宅の項～無数原第三 団地の項（略）			旧小坂沢上教員住宅の項～無数原第三 団地の項（略）		

### 附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市一般住宅の設置等に関する条例の一部を改正する条例  
要綱

1. 改正理由

老朽化した一般住宅を用途廃止するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 小坂公舎2号、3号及び5号を廃止します。

(別表関係)

(2) この条例は、平成31年4月1日から施行します。

(附則関係)